奈良県告示第二百五十七号

情報通信の技術の利用に関する規則 ことができる手続等 規定により次のとおり告示する。 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う (知事に係るものに限る。 (平成十七年三月奈良県規則第四十三号) に ついて、 奈良県行政手続等における 第三条の

令和三年十二月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

業協同組合連合会の農業協同組合又は農	項ただし書 第十一条の八第一	
農業協同組合又は農農業協同組合連合会の	第十一条第四項	
大は廃止の承認申請 に用事業規程の変更 に用事業規程の変更	第十一条第三項	
申請 農業協同組合連合会の 業協同組合連合会の	第十一条第一項	法律第百三十二号) 法律第百三十二号)
対象手続等の名称	条項	名称
	6条項	根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

廃止の承認申請業協同組合又は農業協同組合連合会	第十一条の十七第
共済規程の承認申業協同組合又は農業協同組合又は	第十一条の十七第
農業協同組合又は紫協同組合連合会業協同組合連合会の業務の	第十一条の十二
農業協同組合又は農業協同組合連合会の関係者に係る利用者との間の取引又は特定との間の取引とは特定との間の取引とは特定との間の取別とは農業協同組合とは農業協同組合とは農業協同組合とは農業協同組合とは農業協同組合とは	第十一条の九ただ
額の超過の承認申請合算信用供与等限度業協同組合連合会の農業協同組合連合会の	第十一条の八第二角後段において準度のの第二人
超過の承認申請信用供与等限度額	

規程の承認申請農業協同組合の信託	第一項第十一条の四十二
農業協同組合又は農業協同組合連合会の	第十一条の四十第
農業協同組合又は農業協同組合連合会の 「大学のでは、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で	第二項ただし書
農業協同組合又は農業協同組合又は農	第一項ただし書の三十四
農業協同組合又は農業協同組合連合会の	第十一条の二十五第一項において準第一項において準工者保険業法(
農業協同組合又は農業協同組合連合会の	四項四項の十七第

第一項第十一条の五十一	第十一条の四十八	第三項第三項	第一項第一円人	第十一条の四十二	第三項第二十二
農業協同組合又は農業協同組合文は農	農業協同組合又は農業協同組合連合会の実現程の変更又は廃止の届出	農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 宅地等供給事業実施 規程の変更の承認申	農業協同組合又は農業協同組合連合会の	の届出 農業協同組合の信託	請機程の変更の承認申農業協同組合の信託

第十一条の六十六 中	第四項の六十六曲の	第二項ただし書業	第一項の六十一曲	第一項の五十二曲	第一条の五十一	第二項第二十一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
農業協同組合連合会	会社化の認可申請の認可対象会社の子農業協同組合連合会	等の承認申請農業協同組合の基準	認申請契約条件の変更の承業協同組合連合会の	う旨の申出 契約条件の変更を行 業協同組合連合会の 農業協同組合又は農	天は廃止の届出 農業経営規程の変更 業協同組合連合会の	農業経営規程の変更農業協同組合連合会の

第十一条の六十八 第五項において準 用する第十一条の 一 八十六第六項にお の で で の の の の の の の の の の の の の の の の	第十一条の六十八 農 第十一条の六十八 農 一番 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の	第四項の六十八農	第十一条の六十七 農第二項において準 の第二項において準 の過	用する同条第四項 可第十一条の六十六 農	第五項ただし書 会
可申請の子会社の変更の認農業協同組合連合会	申請の認可対象会社の子の認可対象会社の子の認可対象会社の子	会社化の認可申請の認可対象会社の子農業協同組合連合会	過取得等の承認申請農業協同組合連合会	予申請の変更の認定業協同組合連合会	申請会社化の特例の認可の認可対象会社の子

る第五十条の二第 項において準用す 第五十条の四第五	項第五十条の二第七	項第五十条の二第三	後段第四十四条第三項第四十四条第三項	第五十九条第二項第四十四条第三項	第十一条の六十九第二項において準第二項において準
共済事業の譲渡又は農業協同組合連合会の	農業協同組合又は農農業協同組合工は農	譲受けの認可申請 信用事業の譲渡又は 業協同組合連合会の	農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 業協同組合連合会の	農業協同組合又は農業協同組合連合会の	過取得等の承認申請農業協同組合連合会

七項	出 共済契約の移転の届
一項 第五十四条の二第	業務報告書の提出業協同組合連合会の農業協同組合では農
二項	業務報告書の提出業協同組合連合会の農業協同組合連合会の
第五十九条第二項	の提出 要当に関する報告書 業協同組合連合会の 農業協同組合連合会の
後段第六十一条第二項	証明の請求というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
第六十四条の二第	事業を廃止していな 業協同組合連合会の 業協同組合連合会の
第六十四条の三第	継続の届出書合会の農業協同組合又は農

項において準用す に	現 第七十条の三第三 出	段	五十九条第二項に 農業 おいて準用する第 業協 おいて準用する第 業協	後段 第六十一条第二項 合併 において準用する 業協 第六十一条第三項 合併	第五十九条第二項 合併の提
関する報告書の提	認可申請資組合の新設分割	来協同組合連合会の 業協同組合連合会の 業協同組合連合会の 業協同組合連合会の	大学協同組合 を で を で の の の の の の の の の の の の の	証明の請求 会併の認可に関する 会併の認可に関する	農業物に終行された合併に関する報告書の提出

第八十四条第一項	条の十	三項 第六十四条の三第 の三第	一項 第六十四条の二第 において準用する	四第三号第七十二条の二十	第七十二条の二十	項後段 項において準用す 項において準用す
変更の認可申請農業協同組合の組織	織変更の届出資農事組合法人の組非出資組合又は非出	の届出 農事組合法人の継続	の届出の届出の届出	に関する報告 状況等の法令違反等 農事組合法人の財産	理事の選任の請求農事組合法人の一時	の認可に関する証明の認可に関する証明

農業協同組合連合会	第九十七条第六号
社の変更の届出農業協同組合の子	第九十七条第五号
社の変更の届出農業協同組合の子	第九十七条第四号
化の届出社の子会社農業協同組合の子会社	第九十七条第三号
農業協同組合又は農業協同組合連合会の	第九十七条第二号
農業協同組合又は農業協同組合連合会の	第九十七条第一号
農業協同組合又は農業協同組合連合会の	第九十条第一項
組織変更の認可申請業協同組合連合会の農業協同組合連合とは農	第八十九条第一項

十七年政令第二百七十一号) たぶ二 農業協同組合法施行令(昭和三 第1	号 第	号 第	第	第	第	第	
第三十二条第五項	号 第九十七条第十二	号	第九十七条第十号	第九十七条第九号	第九十七条第八号	第九十七条第七号	
余裕金の運用の特例特定農業協同組合の	農業協同組合又は農業協同組合連合会の	出の子会社の変更の届農業協同組合連合会	出出の子会社の変更の届出	展業協同組合連合会農業協同組合連合会	農業協同組合連合会	出の子会社の変更の届農業協同組合連合会	届出 の会社の子会社化の

一第	一第	第	二、第	一第	十七年農林水産省令第二十七号)第三善農業協同組合法施行規則(平成第
第二百三十二条第	9 二百三十二条第	第二百六条第二項	二項第三号イ	一項第三号イの二第	第九号第二項
農業協同組合連合会	事業計画書の提出業協同組合又は農農業協同組合又は農	悪業協同組合又は農業協同組合連合会の	農業協同組合又は農業協同組合連合会の過半数を認定農業を認定農業の近数を設定農業	農業協同組合の理事の定数の過半数を認定農業者等としない	の特例の承認申請の特例の承認申請の子会社の取引先である会社の取引先で

団体協約の締結の報業協同組合連合会の農業協同組合連合会の	第 四 条	六年四月奈良県規則第四号) 五 農業協同組合法施行細則(平成
申請農業協同組合の承認農業協同組合の特定	第五十九条	
農業協同組合連合会引先である会社の株別先である会社の株件の特別の承認	第四十一条第一項	
農業協同組合又は農業協同組合連合会の定、変更又は廃止の制	第七条第二項	一号) 一号) 一号)
悪業協同組合又は農業協同組合又は農	五項	
の決算速報の提出農業協同組合連合会	三項 第二百三十二条第	
算速報の提出の決算速報及び仮決	三項	

第三十一条第一項 後段において準用 でる農業協同組合	前段第三十一条第一項	第二十三条第二項	第二十三条第一項	第十六条	第十条	第九条	第六条第二項	
申請の提出の延期の承認を報又は仮決算速報とは仮決算速報とはの必期の承認の場合の決算を報	及び資料の提出農業協同組合の報告	の終了の報告農業協同組合の信託	の引受けの報告農業協同組合の信託	指定の申請という。	事業の休止等の報告農業協同組合又は農農業協同組合工は農	残高試算表の提出業協同組合又は農農業協同組合又は農	の業務報告書の提出農業協同組合連合会	告

令和三年十二月十日

一三十二条第五項